資料⑤

「主役は私たち　鳥取市消費生活プラン（鳥取市消費者教育推進計画）」概要版

1　計画の目的

本市では、消費者である市民誰もが安全な消費生活を送ることができるための「消費者の安全確保」と、誰にとっても公正で持続可能な社会である「消費者市民社会の構築」を目指し、国や県の動向を踏まえ、平成 30 年３月に「鳥取市消費者教育推進計画」を策定しました。これに基づき、消費者としての学びの場を積極的に作り、誰もが消費者として自立し、活躍できるより良い豊かなまちづくりを市民と協働で進めることを目指します。

2　消費者教育の定義

【消費者教育】

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動（消費者教育の推進に関する法律（以下「推進法」という。）　第２条）

【消費者市民社会】

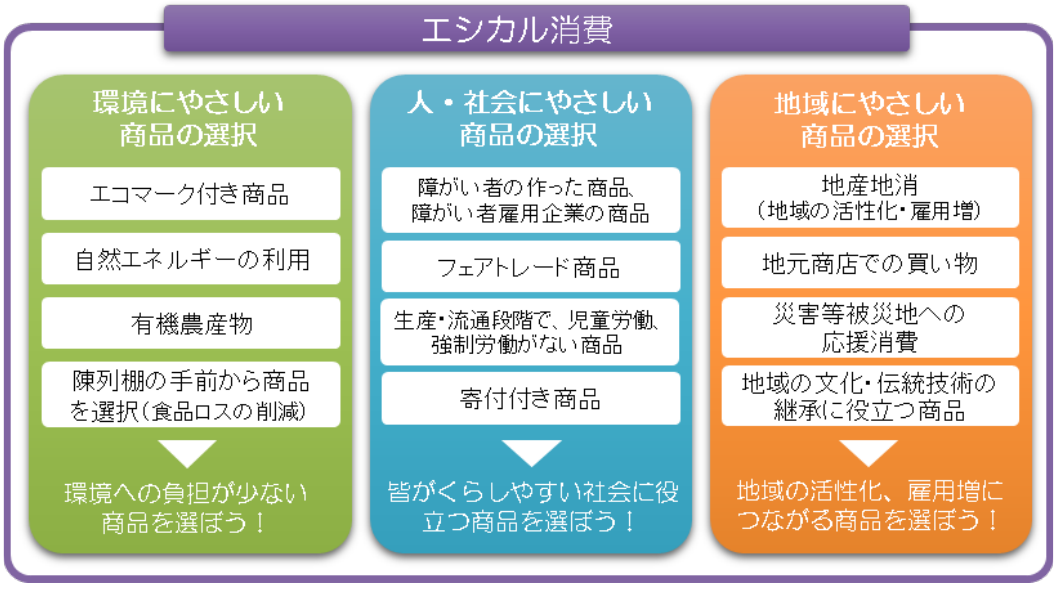
消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会（推進法　第２条）

【エシカル（倫理的）消費】

地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動（消費者基本計画より）

図－1「エシカル消費の分類イメージ」

（鳥取県消費生活センター「エシカル消費啓発テキスト　今まで知らなかった大切なことば　エシカル」より）



３　計画の位置づけ及び計画期間

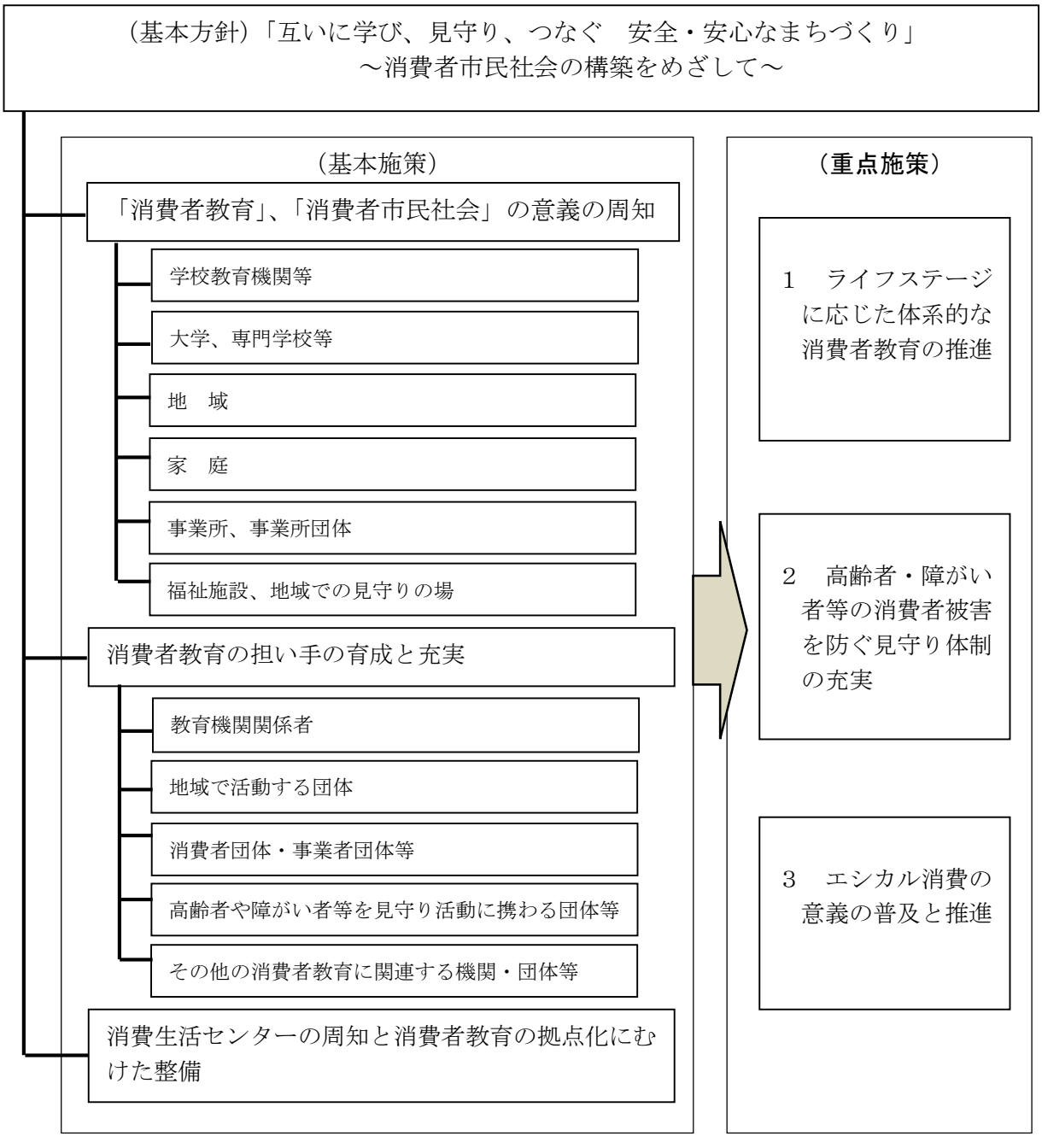
・推進法第 10 条第１項に基づき、国の基本方針及び「鳥取県消費者教育推進計画」を踏まえた、本市の消費者教育推進に関する計画です。
・本計画の期間は令和８年度から令和 12 年度までの５ヵ年に設定します。また、国の動向や県の取組の実施状況を踏まえ、必要に応じて計画の修正・見直しを行います。

４　推進の内容

本市における消費者教育における課題を基本施策の３つの柱とし、次の点を考慮しながら施策を進めます。

・ライフステージや特性・場にあった体系的、効果的な推進
・様々な主体の連携と協働による推進
・持続的な取組に向けた担い手（人材）の育成・活用の推進

図−２　施策の体系図



５　計画期間における重点施策と取組

１　ライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進

消費者が、自ら考え、選択し、行動する消費者力を身に付けるために、家庭教育、社会教育を通じ、ライフステージ（幼児期、小学生期、中学生期、高校生期、成人期）に応じた消費者教育の機会を提供し、消費者トラブルの未然防止を図るため、「消費者教育の体系イメージマップ」を活用し、体系的かつ効果的な消費者教育が実施されるよう重点的に取り組みます。

（取組方針１）小学校・中学校・義務教育学校・高等学校における消費者教育の推進

◆教育機関への消費者教育に関する情報提供
◆外部講師による出前授業の実施
◆保護者と児童生徒への消費者教育の意義及び取組の周知
◆家庭における消費者教育の推進

（取組方針２）若年者への消費者教育の推進

◆消費生活相談窓口の認知度向上
◆若年者への消費者教育の充実

（取組方針３）勤労世代のための消費者教育の推進

◆勤労者向け消費者教育の推進

（取組方針４）高齢者等に対する消費者教育の推進

◆高齢者等への効果的な情報提供
◆高齢者等に対する注意喚起の推進

【計画期間における目標】

取組の体系的整理による情報共有と定期的な意見交換の場の確保
各主体による具体的取組の現状把握と目指す姿の明確化

２　高齢者・障がい者等の消費者被害を防ぐ見守り体制の充実

高齢者・障がい者等の消費者被害を防ぐためには、家族、親族、地域の方などによる日ごろからの声掛け、気づき、相談窓口への情報提供が必要だと考え、高齢者や障がい者等の見守りに関わる方々への啓発活動を進めるとともに、見守りに関わる組織や取組をつなぐ消費者見守りネットワークを活用し、連携による被害防止の取組を強化します。

（取組方針１）高齢者・障がい者等への消費者教育・啓発の推進

◆高齢者・障がい者等における消費者問題の現状把握
◆高齢者・障がい者等への啓発活動の実施
◆高齢者・障がい者等を重点とした広報活動の実施

（取組方針２）「見守りネットワーク」を活用した見守り体制の構築

◆見守りネットワークによる見守りの推進

（取組方針３）地域の見守り体制の支援と担い手の育成

◆地域での取組の把握及び情報提供
◆地域住民による見守り等の支援

【計画期間における目標】

見守りネットワークの活用と定期的な意見交換、研修等の実施
高齢者・障がいのある人の見守りを行う人を対象とした出前講座等の実施

３　エシカル消費の意義の普及と推進

「エシカル消費」は、消費者教育推進法に定義づけられた「消費者市民社会」の考え方を具体化する取組と考え、本市の消費者教育推進の１つの柱として位置づけ、産・学・官が一体となって推進する体制の構築を目指します。

（取組方針１）消費者の消費行動の持つ意味の教育・啓発

◆本市におけるエシカル消費に関する現状の把握
◆エシカル消費の認知度の向上

（取組方針２）産・学・官連携によるエシカル消費の普及への取組

◆エシカル消費の普及に向けた産・学・官連携の強化
◆取組事例の把握及び情報発信
◆産・学・官連携によるエシカル消費の普及イベントの実施

【計画期間における目標】

エシカル消費を正しく理解し、実践する市民　５割以上の達成

６　計画の推進体制の構築

１　消費者教育推進拠点としての消費生活センターの機能の充実

消費生活センターは、消費生活相談を受けるとともに出前講座などの啓発活動を実施しています。今後、消費者教育の推進拠点を目指し、消費者行政職員及び消費生活相談員による機能の充実を図ります。

◆消費者教育に関する情報の収集及び提供、広報の充実
◆関係機関との協力体制、役割分担の明確化
◆消費者教育におけるコーディネート機能の整備
◆担い手育成に向けた支援

２　計画全体の推進体制の構築及び成果の検証

・消費者団体、事業者団体、教育関係者など消費者教育の担い手となる様々な主体による取組が展開されるよう、本計画の周知を図ります。
・鳥取市消費者行政審議会を設置し、効果的な事業実施に向けた意見交換と情報共有、関係機関の連絡調整を図り、取組成果の報告をもとに検証・評価を行い、本計画の着実な推進を図ります。